○農林水産省告示第八百六十七号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第28770号 平成25年12月20日	平成26年5月15日	ふらのほのか	フラノ0204A（ＣＳ）号
第28792号 平成25年12月26日	平成26年9月18日	久御山（くみやま）四号（ＣＳ）	久御山（くみやま）七号（ＣＳ）
第29586号 平成26年9月26日	平成27年3月2日	トモレイラ	トモレーブ

○経済産業省告示第六十四号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第六十三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第六十六号（貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

経済産業大臣　林　幹雄

別表第1中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、「第二条第一項第二号」を「（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示による改正後の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件は、平成二十八年度以降のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、平成二十七年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年東北地方整備局告示第十五号原町都市計画道路事業

三・四・百二号駅前北原線

三　事業施行期間　自平成十八年二月八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年東北地方整備局告示第四十七号いわき都市計画道路事業三・三・百一号平磐城線及び三・五・百四十二号船引場原木田線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　県北都市計画道路事業三・五・百十八号腰浜町町庭坂線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県福島市野田町五丁目及び野田町七丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第二十八号取手都市計画緑地事業第二〇三号

北浦川緑地

三　事業施行期間　自平成三年一月九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千百六十一号岩井・境都市計画及び古河都市計画下水道事業利根左岸さしま流域下水道

三　事業施行期間　自平成三年五月二十一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし